

-己の将来政策に命を賭ける親父(68)を冤罪告発した騙され馬鹿-息子&娘(31)-' 10/10/6,7,12

専門家視点では立証不能な冤罪起訴、そこで傀儡検察&弁護士の指導で、素人集団を騙し**裁判強制**。期間中、小沢氏政策能力はそがれる、ナチ帝国米の属国日本自立化阻止の為に！(4)の証拠(商法)等と(5)検察審査会議決書(証拠無提示)を付き合わせると判る！**記載時期の証拠動画**:[http://hyouhei03.blogzine.jp/tumuzikaze/2010/10/q\\_a\\_7406.html](http://hyouhei03.blogzine.jp/tumuzikaze/2010/10/q_a_7406.html)(10/12)。

一人の卓越な政治家を巡って嘯ませ犬が一斉襲撃の極めて醜悪な図式。西松-陸山会起訴当初の検察は本気だった、だが懸命捜査でも贈賄証拠は上がらず、しかも問題とした4億円リソナ銀行迂回合法融資は検察大恥の無知捜査、これらで検察は公判不能を認識。そこで最終手段が公判では勝てないにしても小沢氏政治力を一時的にもそぐ公判強行策。それが補助弁護士嘘つき指導下の**素人集団=検審会**、検察審査会合議に呼ばれる証人検察官もリソナ資金合法性では真相だまり。弁護士&検察の悪意ある指導で歴史的な大誤審の素人検審会。

(1)**検察審査会法第41条の7**：検察審査会は、起訴議決をしたときは、**議決書**に、その認定した犯罪事実を記載しなければならない。この場合において、検察審査会は、できる限り日時、場所及び方法をもつて犯罪を構成する事実を**特定**しなければならない。

☞：大方報道ネットは**議決書**具体内容なし。詳細を書くと即座に悪意がばれるから。肝心の検審会議決書は収支報告書、領収書、登記簿と言う具体証拠への言及が皆無、41条違反。

<http://www.asyura2.com/10/lunchbreak42/msg/840.html>

(2)議決が9/14日の民主党不正代表選の結果を見ての議決らしい事からして不純!!、そも検察審査会2度起訴での強制公判は昨年自民政権下5月制定、小沢氏等が標的！

(3)リソナ銀行経由での出し入れは**陸山会**(公証化の為の)**慣習**(石川議員証言、()部は筆者)、小沢氏が不動産を購入するにあたって、陸山会の定期預金を担保とし、銀行から融資を受けるというやり方も、石川氏の供述によれば「**陸山会の慣習**」であり、公私のけじめを記録として残すために行われてきたものです。更らに収支報告書に領収書添付は2名のみ、旧田中派継承を自他共に認める小沢氏は**敵存在を意識して政治資金は徹底公開を貫徹!**

<http://www.777true.net/Tokyo-Procecuter-the-UPsideDOWN.pdf>

(4)**土地の登記簿謄本 東京都世田谷区深沢8丁目28-19 「小澤一郎」**

<http://blog.goo.ne.jp/capitarup0123/e/18f20f68c59bac72e34dc4eda0369be8>

2010-10-04、小沢一郎(陸山会)の虚偽記載は全くない!!

[http://hyouhei03.blogzine.jp/tumuzikaze/2010/10/post\\_fc7a.html](http://hyouhei03.blogzine.jp/tumuzikaze/2010/10/post_fc7a.html)

**これは早くから云われていた事だが、証拠書面が見いだせなかった。  
この取引態様は、宅地建物取引(不動産)業なら、至極当たり前の事だ  
検察官は法律専門家だが、宅地建物に関する実務には疎らしい!!**

\* 宅建実務によると農地取引資格、売買契約、公証登記成立には時期ズレが起こる、実際登記ではその記載が見られる。

(5)2010-10-05, 小澤起訴議決全文—東京第五檢察審査会—〈補足赤字と下線加筆は筆者〉

[http://hyouhei03.blogzine.jp/tumuzikaze/2010/10/post\\_7a7c.html](http://hyouhei03.blogzine.jp/tumuzikaze/2010/10/post_7a7c.html)

< 転載 資料 >

小澤起訴議決全文(政治とカネ230)

<http://blogs.yahoo.co.jp/abc5def6/62104893.html>

平成22年東京第五檢察審査会審査事件(起相)第1号

(平成22年東京第五檢察審査会審査事件(申立)第10号)

申立書記載罪名 政治資金規正法違反

檢察官裁定罪名 政治資金規正法違反

議決年月日 平成22年9月14日

議決書作成年月日 平成22年10月4日

議決の要旨

審査申立人

(氏名) 甲(名前がないで合法?、無責任誣告の第一証拠!)

被疑者

(氏名) 小沢一郎こと 小澤一郎

不起訴処分をした檢察官

(官職氏名) 東京地方檢察庁 檢察官検事 斎藤隆博

議決書の作成を補助した審査補助員 弁護士 吉田繁實

当檢察審査会は、上記被疑者に対する政治資金規正法違反被疑事件(東京地検平成22年検第11022号)につき、平成22年5月21日上記檢察官がした再度の不起訴処分の当否に関し、檢察審査会法第41条の2第1項により審査を行い、次のとおり議決する。

議決の趣旨

別紙犯罪事実につき、起訴すべきである。

## 議決の理由

### 第1 被疑事実の要旨

被疑者は、資金管理団体である陸山会の代表者であるが、真実は陸山会において平成16年10月に代金合計3億4264万円を支払い、東京都世田谷区の土地2筆(以下「本件土地」という。)を取得したのに

1 陸山会会計責任者A(以下「A」という。)及びその職務を補佐するB(以下「B」という。)と共謀の上、平成17年3月ころ、東京都選挙管理委員会において、平成16年分の陸山会の収支報告書に、本件土地代金の支払いを支出として、本件土地を資産としてそれぞれ記載しないまま、総務大臣に提出した<記載時期のズレ>

2 A及びその職務を補佐するC(以下「C」という。)と共謀の上、平成18年3月ころ、東京都選挙管理委員会において、平成17年分の陸山会の収支報告書に、本件土地代金分過大の4億1525万4243円を事務所費として支出した旨、資産として本件土地を平成17年1月7日に取得した旨それぞれ虚偽の記入をした上、総務大臣に提出したものである<記載時期のズレ>。

### 第2 検察官の再度の不起訴処分

嫌疑不十分

### 第3 検察審査会の判断

#### 1 再捜査について

検察官は再捜査において、被疑者、A、B、Cを再度取調べているが、いずれも形式的な取調べの域を出ておらず、本件を解明するために、十分な再捜査が行われたとは言い難い。

(特捜は東北地方土建関係等での収賄嫌疑では地方検事も大動員しての大捜査を敷いた)

#### 2 供述の信用性(具体証拠がないので“供述”!、供述は公判では変わる冤罪温床!!)

(1) Bの供述について、4億円の出所や土地取得資金の記載を翌年にずらした偽装工作の動機に関する供述に不合理・不自然な点もみられるが、4億円の出所、偽装工作の動機に関する供述は真の動機を明らかにできないことから、苦し紛れの説明をせざるを得なかったもので、被疑者に報告・相談等したことに関する供述とは局面を異にする。そして、Bは被疑者を尊敬し、師として仰いでおり、Bが被疑者の関与を実際より強める方向で虚偽の供述に及ぶことや被疑者を罪に陥れるための虚偽の供述をすることはおよそ考え難い。

さらに、再捜査において、検察官から被疑者に不利となる報告・相談等を認める供述をした理由を聞かれ、合理的に説明し再捜査前の供述を維持していることなどから、前記Bの供

述には信用性が認められる(犯罪にならない記載時期のズレの供述は無関係)。

(2) Bの被疑者に報告・相談等したとの供述について、被疑者の了解を得たとする場面での具体的なやりとりがなく、迫真性があるものとまで言えないとして、また、Bの説明に対する被疑者の反応も受身のものであるとして、Bの供述の信用性を消極的に評価することは適切ではない。Bが取調べを受けたのは、被疑者に説明・相談し、了承を得たときから5年ほど経緯した時点である上、Bにとって、日常的な業務の場所である被疑者事務所で、用意した資料に基づいて報告・説明したのであるから、そのときのやりとりや状況に特に記憶に残るものがなかったとして、何ら不自然、不合理ではなく、本件では、細かな事項や情景が浮かぶようないわゆる具体的、迫真的な供述がなされている方が、むしろ作為性を感じ、違和感を覚えることになるものと思われる(非犯罪の記載時期のズレの供述は無関係)。

### 3 C供述の信用性(証拠がないので“供述”!、供述は公判では変わる冤罪温床!!)

Cは、「平成17年分の収支報告書を提出する前に、被疑者に土地代金を計上することを報告し、了承を得た」旨の供述をしていたが、再捜査において、この供述を翻し、これを完全に否定するに至っている。

(1) Cの被疑者に報告し了承を得たとの供述について、Bからの会計補助事務の引き継ぎにおいて、本件土地代金の収支報告書での処理に関する方針についても引き継ぎがなされていることは、Bの供述と符合するものである。そして、CもBと同様に、被疑者を尊敬し、師として仰いでおり、Cが被疑者の関与を実際より強める方向で虚偽の供述に及ぶことや被疑者を罪に陥れるための虚偽の供述をすることはおよそ考え難いことなどから、Cの変遷前の供述には信用性が認められる。

(2) Cの供述について、Bの供述と同様に、被疑者の了解を得たとする場面での具体的なやりとりがなく、迫真性があるものとまで言えないとして、また、Cの説明に対する被疑者の反応も受身のものであるとして、Cの供述の信用性を消極的に評価することは適切ではない。その理由は既にBの供述について述べたとおりである。

(3) Cは、再捜査において、被疑者に報告し了解を得た供述を翻し、これを否定しているが、その理由として、Cは、前供述当時から明確な記憶があったわけではなく、曖昧な記憶に基づいて話してしまったが、冷静になって記憶を呼び戻した結果、はっきりなかったと思いついたというほかない旨の説明をしているが、Cは逮捕前から、Aへの報告を否定しつつ、被疑者への報告、了承を供述しており、記憶に従って供述していたことが認められることから、不合理な説明である。そして、再捜査における取調べにおいては自らの供述が被疑者の刑事処分に影響を及ぼしかねないことをおそれていることが明らかであることなどか

ら、Cの変遷後の供述は信用できない。

#### 4 被疑者供述の信用性

(1) 被疑者の本件土地購入資金4億円の出所について、被疑者の当初の説明は著しく不合理なものであつて、到底信用することができないものである上、その後、その説明を変えているが、変更後の説明も著しく不合理なものであつて、到底信用することができないものである。被疑者が本件4億円の出所について明らかにしようとしなないことは、被疑者に収支報告書の不記載、虚偽記入に係る動機があつたことを示している(勝手な憶測が堂々記載されてる)。

(2) 被疑者は、本件土地購入の原資を偽装するために、銀行から陸山会の定期預金4億円を担保に被疑者個人が4億円を借り入れるに際して、融資申込書や約束手形に署名・押印したことに関し、「Bから特に説明を受けることなく、求められるままに署名した」旨の供述をしている。しかし、被疑者は、本件土地購入資金として4億円を自己の手持資金から出したと供述しており、そうであれば、本件土地購入資金として銀行から4億円を借入れる必要は全くなかつたわけであるから、年間約450万円もの金利負担を伴う4億円もの債務負担行為の趣旨・目的を理解しないまま、その融資申込書や約束手形に署名・押印したとの点については、極めて不合理・不自然である(検察も一度つまずいた陸山会の公証慣習を逆に嫌疑の愚!!、検察審査会合議での検察証言ではこれはだんまりだったらしい、素人集団をだます為)。また、本件土地購入資金の原資を隠すために偽装工作(憶測)として、4億円の銀行借入を行つたのであれば、原資の4億円については収支報告書に記載されないことになり、その偽装工作のために収支報告書の不記載、虚偽記入がなされることは当然であつて、このような銀行借入を行うことを了承して自ら融資申込書等に署名・押印している以上、当然に不記載・虚偽記入についても了承していたものと認められることになる(この一文は憶測連発でのまったく幼稚、原資への水谷等の**収賄容疑**は検察すら敗北)。

#### 5 状況証拠

前記の定期預金担保貸付が行われた際に、被疑者が融資申込書や約束手形に署名・押印していることのほか、4月27日付け検察審査会議決において指摘されているように、平成16年10月29日に売買代金を支払い取得した土地の本登記を平成17年1月7日にずらすための合意書を取り交わし、合意書どおりに本登記手続を同年1月7日に行うなど、土地取得の経緯や資金についてマスコミなどに迫及されないようにするための偽装工作をしている。また、被疑者とB、A、Cの間には強い上下関係があり、被疑者に無断でB、A、Cが隠蔽工作をする必要も理由もない。

さらに、被疑者は、平成19年2月20日に事務所費や資産等を公開するための記者会見を開くにあたり、同年2月中旬ころ、Cに指示し、本件土地の所有権移転登記が被疑者個人の名義になっていることから、本件土地が被疑者個人の財産ではなく、陸山会の財産である旨の確認書を平成17年1月7日付けで作成させ、記者会見の場において、被疑者自らこの偽装した確認書を示して説明を行っている。この確認書の作成年月日の偽装は事後的なものであるが、収支報告書の不記載・虚偽記入についての被疑者の関与を強く窺わせるものである。

## 6 まとめ

以上の直接証拠及び状況証拠に照らし、検察官が、被疑者とAやB、Cとの共謀を認めるに足りる証拠が存するとは言い難く、結局、本件は嫌疑不十分に帰するとして、不起訴処分としたことに疑問がある。

検察官は、起訴するためには、的確な証拠により有罪判決を得られる高度の見込みがあること、すなわち、刑事裁判において合理的な疑いの余地がない証明ができるだけの証拠が必要になると説明しているが、検察官が説明した起訴基準(?)に照らしても、本件において嫌疑不十分として不起訴処分とした検察官の判断は首肯し難い。

検察審査会の制度は、有罪の可能性があるので、検察官だけの判断で有罪になる高度の見込みがないと思つて起訴しないのは不当であり、国民は裁判所によってほんとうに無罪なのかそれとも有罪なのかを判断してもらう権利があるという考えに基づくものである。そして、嫌疑不十分として検察官が起訴を躊躇した場合に、いわば国民の責任において、公正な刑事裁判の法廷で黒白をつけようとする制度であると考えられる。

よって、上記趣旨のとおり議決する(“**推定無罪**”の原理原則を逆だちしてる!!)。

東京第五検察審査会 【転載終了】

(6)小沢氏、強制起訴へ 検察審査会 2度目は「起訴議決」 2010年10月5日3時8分  
<http://www.asahi.com/national/update/1004/TKY201010040184.Html>

上記内容では記載時期のずれが犯罪だと言う、これも誤審、さらに4億円リソナ迂回融資では水谷建設等の賄賂洗浄の為ではの嫌疑で検察すらひっかかた贈収賄有無も含む合法性への誤認。こんな判断では誰もが検審会操縦で有罪にされる政治犯冤罪国家の始まり。

(7)理由のある記載時期のずれでの検察審査会起訴の誤り。

[http://www.the-journal.jp/contents/newsspiral/2010/04/post\\_558.html](http://www.the-journal.jp/contents/newsspiral/2010/04/post_558.html)

(8) 検察審議会の小沢一郎起訴相当議決は特捜の断末魔叫びでもある。

[http://d.hatena.ne.jp/Tony\\_Shikaku/20101005/1286262728](http://d.hatena.ne.jp/Tony_Shikaku/20101005/1286262728)

たかだか不動産登記の期ズレで、しかもそれが帳簿にきちんと記帳されているというところが事件なのかもわからないほどの「西松＝陸山会大事件」で小沢一郎を裁く裁判とは実は裁判などではなく、極めて歪な政治権力ショーである。参考に直近のショーの流れを書き連ねてみよう。

9/1 民主党代表選始まる。

9/8 鈴木宗男氏上告棄却。

9/10 村木厚子氏無罪判決。

9/14 民主党代表選開票・第5検察審査会議決。

9/21 前田検事逮捕。

9/24 尖閣諸島沖で逮捕された中国船船長を那覇地検が釈放。

10/1 大阪地検特捜部長・副部長逮捕。

10/4 小沢氏強制起訴公表。

これを見ると、現在、検察がどれほど政治にちょっかいを出しているかが分かるだろう。民主党代表選で小沢人気巻き起こると鈴木宗男の上告棄却がなされ、村木厚子氏の冤罪がはっきりし特捜への批判が高まり、尖閣諸島沖で逮捕した中国船船長釈放で世論の猛反発を浴びると小沢一郎の強制起訴が公表される。案の定今朝のマスゴミは対中問題も村木問題もなかったことになったようで、小沢強制起訴一色である。

#### (9) **検察審査会の平均年齢(30.9才)の危機(又は子供を生贖にする親世代)。**

本論とは外れるが、筆者は現代若年層の思考判断行動様式に今一懸念を持つ、これは

**育成高齢世代の責任**であるが、彼らは高度成長経済&少子化時代に幼少を過ごし、貧乏と多人数兄弟での譲り合い、兄姉の弟妹への世話責任を知らない。大人(親、ゴッドファーザー)とは己以外への生命への責任を持つ事で成る。過保護育成環境下であれば裕福な親依存、それは父親=**権威への潜在依存意識**に直結してる(甘える(自分だけが可愛い)、ガッツがない→当てが外れる、だまされる→うらむ)。このカラクリを認識して、意識変革しないと既成教科書が通用しないこれからの激変時代は他者と共に生き抜けない。目前試練を意識変革=**変身**に変える必要な好機会との積極姿勢がないと不慣れ逆境を悲観して自滅する。筆者も含む高齢世代は日本に見えざるファシズム支配, 大借金, 全国的なセメンアスファルト浸け, 満杯ごみ, と温暖化ガス気候変動危機世界だけを若年層に遺産相続してるのです。